

費用便益分析の対象区間について

令和4年3月10日

国土交通省 四国地方整備局

費用便益分析の対象区間について

道路事業・街路事業に係る新規事業採択時評価実施要領細目

原則として事業採択を行う際の「箇所」を1つの事業単位とするが、一つの「箇所」を複数の「区間」に分けて事業採択する場合は、各々の「区間」を一つの事業単位とする。なお、複数の区間又は箇所(予定も含む。)が一体となって効果を発揮する道路ネットワークについては、それらをまとめて評価を行うことができるものとする。 ➡ 「他の高規格道路との結節点」間を一体区間として評価

